

■久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借に関する質問及び回答

No.	該当資料	質問内容	回答
1	久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借仕様書	<p>5. 保守条件 (3)、保守時間に関して、原則として平日（土・日曜日、祝日及12/29～1/3を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとすること。とありますが、</p> <p>下記のとおり弊社営業時間に合わせていただくことは可能でしょうか。 受付時間：9：00～17：30 土、日、祝日および弊社指定休業日をのぞく。</p>	<p>保守時間について以下のように仕様書を修正いたします。</p> <p>【変更後】 (3) 保守については、原則として本市の開庁時間内に対応するものとするが、受付方法については契約時の協議とする。</p> <p>※修正後の仕様については「久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借仕様書【変更版】」を参照ください。</p>
2	久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借仕様書	<p>8. 印刷上限枚数 (1)、モノクロ複合機（プリント含む）印刷上限枚数月間65,000枚 ※月間上限枚数を超える場合、別途協議とする。とありますが、</p> <p>7. (1)使用料等の算定方法に示してあるモノクロ印刷1枚当たりの単価に使用枚数及消費税率を乗じて算出するものとする。よろしいでしょうか。</p>	<p>上限枚数を超過した場合の金額の算出方法はご認識のとおりで問題ありません。</p>
3	久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借仕様書	<p>9. 提出書類 ・「入札書」における金額は、すべての経費を含めたうえで、当市が支払うべき1か月の月払賃貸料（消費税及び地方消費税抜き）をする。とありますが、</p> <p>賃貸借料および単価設定の目安である月間65,000枚に単価を乗じた金額の合算金額を記入することでよろしいでしょうか。</p>	<p>入札書の記載金額について認識通りの記入で問題ありません。月間上限枚数である65000枚に単価を乗じた金額を記載ください。また、入札書と合わせて「入札価格計算表」も提出書類とするように仕様書を修正いたします。</p> <p>※修正後の仕様については「久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借仕様書【変更版】」を参照ください。</p>
4	久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借仕様書	<p>2. 複合機仕様の(3)プリンター機能の中の対応OSがWindowsXP以上とありますが、Windows7以上でよろしいでしょうか。</p>	<p>該当箇所を以下のように修正いたします。</p> <p>【誤】WindowsXP以上に対応のこと 【正】Windows7以上に対応のこと</p> <p>※修正後の仕様については「久留米市認定審査会用複合機に係る導入賃貸借仕様書【変更版】」を参照ください。</p>